

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 システム生物顕微鏡外点検整備
2 業 務 場 所 群馬県みどり市東町座間564-6 渡良瀬川ダム総合管理所
3 履 行 期 間 契約締結の翌日から 令和8年3月31日 まで
4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行ますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
2 兄 様 参 加 候 件 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品等の製造又は販売の業種区分「試験・測量・測定・観測・監視機器」の認定を受けており、営業品目の「理化学機器」に登録されている者。
- 3 見 積 書 等
- 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。
- 2) 提出方法 電子メール又はFAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、電子メール又はFAXに拠りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
- 3) 提出期限 令 和 8 年 1 月 27 日 16:00 まで
- 4) 提 出 先 独立行政法人 水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所
電子メール nyukei_watarase@water.go.jp FAX番号 0277-97-3300
総務課 町田
- 5) 担 当 者 質 問 書
- 6) 提 出 期 限 令 和 8 年 1 月 19 日 12:00 まで
- 7) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年01月28日 16:00 までとします。
- 8) そ の 他
- ① 見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
- ② 見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しができません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 辞 退 仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。
- 5 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 6 そ の 他
- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3) 最低金額を出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

令和7年度

システム生物顕微鏡外点検整備

仕様書

令和8年1月

独立行政法人水資源機構
渡良瀬川ダム総合管理所

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所が施行する「システム生物顕微鏡外点検整備」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 概要

1. 業務内容

本業務は、渡良瀬川ダム総合管理所水質分析室に設置されているシステム生物顕微鏡及び顕微鏡用カメラの点検整備を行うものである。

2. 業務場所

群馬県みどり市東町座間564-6

独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所

3. 履行期間

履行期間は、契約締結の翌日から令和8年3月31日までとする。

第3節 機器仕様

点検整備を行う機器の仕様は、次表のとおりである。

機器	型式	製造会社	備考
システム生物顕微鏡（明視野/蛍光/位相差/微分干渉）	BX53	株式会社 エビデント	旧：オリンパス 株式会社
顕微鏡用カメラ	DP74		
システム生物顕微鏡（明視野/位相差）	BX53		

第4節 業務数量

業務数量は、別添「業務数量総括表」のとおりとする。

第5節 業務計画

受注者は、点検内容を十分検討した上で、業務計画を立案するものとする。

第6節 点検整備

受注者は、次表に示す点検内容に基づき、第3節に示す製造会社による、システム生物顕微鏡の点検及び調整を行うものとする。

機器	点検内容	備考
システム生物顕微鏡（明視野/蛍光/位相差/微分干渉）	別表1-①	
顕微鏡用カメラ	別表1-②	
システム生物顕微鏡（明視野/位相差）	別表2	

点検整備完了後、観察の立会確認、点検結果説明を行うとともに、システム生物顕微鏡の動作確認を行うものとする。

第7節 技術的所見とりまとめ

受注者は、点検結果について技術的所見に基づき、とりまとめを行うものとする。

第8節 関連業務

1. 本業務に関連する業務等は、次のとおりである。
 - ・渡良瀬川ダム総合管理所水質分析室における水質分析業務
2. 上記業務は、本業務に密接な関連があるので、受注者は工程等について、担当職員と十分

協議、調整のうえ、当該業務の従事者と協力しなければならない。

第9節 提出書類

受注者は、次に掲げる書類を作成し、担当職員に提出するものとする。

提出書類	部数	提出期限	備考
業務計画書	1部	契約締結後速やかに	対象設備の点検手順・方法等
点検業務報告書	1部	点検終了後速やかに	技術的所見、点検記録簿、写真等

第10節 設計変更

点検結果に基づき、担当職員が機器の補修や部品交換を指示することがある。この場合は設計変更の対象とする。

第11節 疑義等

受注者は、本仕様書に明記されていない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、担当職員と協議するものとする。

以上

点検内容

システム生物顕微鏡（明視野/蛍光/位相差/微分干渉）

No.	確認項目	作業の実施範囲、具体的方法	点検目的の概要	備考
1	外観、仕様検査	外観の汚れ、埃などの除去、清掃を行う 破損、亀裂などのないことを確認する 構成部品の固定状況、使用状況を確認する	装置の正常動作の確認	
2	電装部	メインスイッチで電源が確実にON/OFF出来る事を確認する 調光ボリュームの動作が円滑であり、明るさの調整ができチラツキ、ムラなく照明ができること プリセットスイッチをONした時に任意の電圧に切り替えできること ランプハウス、ランプが正常に機能していること		
3	本体部	照準部 微動ハンドルがガタ、キシミがなく、動作が円滑で微動感度がよいこと 照準部 粗動ハンドルが作動ガタが無く、対物レンズ40Xでピント合わせが可能であること 照準部 粗動ハンドルの重さ調整ができ、必要な位置で停止すること 照準部 粗動ロック後ステージを下げ、再度ロック位置に戻した時対物レンズ40Xで像が残ること 照準部 粗動ロックが確実に解除できること 開口絞りがスムーズに動き、ガタ、羽根の食いつきがないこと 最小絞り径で最長辺と再短辺の比が2:1以下であること 視野絞りがスムーズに動き、ガタ、羽根の食いつきがないこと		
4	ステージ部	ハンドル操作はゴリ、ムラ、キシミ、ガタが無くスムーズに動作し、ストロークが十分であること ハンドルのテンション調整が可能なこと（調整ツマミがある機種に限る） クレンメルの爪がスムーズに開閉し、標本が保持できること		
5	鏡筒部/光学系	接眼レンズ 視度調整環の動作が円滑であること 対物レンズ 補正環もしくは緩衝スプリングの動作が円滑なこと 相対心（BI部） 相対心（直筒/サイドボード部） 眼幅動作が調整範囲内で円滑であること 切替え動作が円滑であること 内部光学系の汚れ、ゴミ、ケラレ、フレア、ゴーストが目立たないこと		
6	落射投光管部	視野絞りがスムーズに動き、ガタ、羽根の食いつきがなく必要な大きさまで絞れること 対物レンズ10Xで視野50%以下に絞れ、最小絞り径で最長辺と最短辺の比が2:1以下であること 開口絞りがスムーズに動き、ガタ、羽根の食いつきがなく必要な大きさまで絞れること 切り替え時に著しいザラ、キシミがなく、クリック感が必要十分に得られること 観察系外観に異常がないこと		
7	照明装置	購入後8年か通算通電時間が20,000時間のいずれかを経過していない メインスイッチを入れたら、照明が点灯する メインスイッチの周りに汚れや付着物がない ランプケーブルや照明装置を動かすと照明が点滅することがない ランプケーブルなどが異常に熱いことがない ランプ点灯中に焦げくさい臭いがすることがない 照明装置の取り付け時に変形・ガタツキ・緩みなどがない 照明装置の接続端子やランプ取り付け座が極端に変色していることがない、または左右の色が異なる 照明装置の外観に変色・変形・ひび割れなどがない ランプケーブル・配線部品に溶け、ひび割れ、変形や固化がない		

点検内容 頭微鏡用カメラ

No.	確認項目	作業の実施範囲、具体的方法	点検目的の概要	備考
1	外観、仕様検査	外観の汚れ、埃などの除去、清掃を行う 破損、亀裂などのないことを確認する 構成部品の固定状況、使用状況を確認する	装置の正常動作の確認	
2	取付部	Cマウントアダプタに対して円滑に取り付けられること インターフェースケーブルがカメラヘッド、コントローラーに円滑に取り付けられること		
3	電源部	電源スイッチが作動し正常に起動すること		
4	撮影機能部	制御用アプリケーションが正常に起動すること プレビュー画面が表示できること ズーム画面が表示できること 全画面表示で表示できること 画像の取り込みサイズが設定できること 各露出モードが設定できること A/Eロックが設定できること 露出補正が選択・設定できること ホワイトバランスが設定できること ブラックバランスが設定できること グレースケールが設定できること 画像取り込みが正常にできること 指定した保存先にデータを保存できること 指定した場所のデータを読み出すことができる		
5	画質性能	ライブ画像および取り込み画像上でゴミ・キズ・フレア・ゴーストが目立たないこと B/I観察像との著しい心ズレが無いこと アダプタの調整範囲で同焦ズレが調整できること		

点検内容 システム顕微鏡（明視野/位相差）

No.	確認項目	作業の実施範囲、具体的方法	点検目的の概要	備考
1	外観、仕様検査	外観の汚れ、埃などの除去、清掃を行う 破損、亀裂などのないことを確認する 構成部品の固定状況、使用状況を確認する	装置の正常動作の確認	
2	電装部	メインスイッチで電源が確実にON/OFF出来る事を確認する 調光ボリュームの動作が円滑であり、明るさの調整ができチラツキ、ムラなく照明ができること プリセットスイッチをONした時に任意の電圧に切り替えできること ランプハウス、ランプが正常に機能していること		
3	本体部	照準部 微動ハンドルがガタ、キシミがなく、動作が円滑で微動感度がよいこと 照準部 粗動ハンドルが作動ガタが無く、対物レンズ40Xでピント合わせが可能であること 照準部 粗動ハンドルの重さ調整ができ、必要な位置で停止すること 照準部 粗動ロック後ステージを下げ、再度ロック位置に戻した時対物レンズ40Xで像が残ること 照準部 粗動ロックが確実に解除できること 開口絞りがスムーズに動き、ガタ、羽根の食いつきがないこと 最小絞り径で最長辺と再短辺の比が2:1以下であること 視野絞りがスムーズに動き、ガタ、羽根の食いつきがないこと		
4	ステージ部	ハンドル操作はゴリ、ムラ、キシミ、ガタが無くスムーズに動作し、ストロークが十分であること ハンドルのテンション調整が可能なこと（調整ツマミがある機種に限る） クレンメルの爪がスムーズに開閉し、標本が保持できること		
5	鏡筒部/光学系	接眼レンズ 視度調整環の動作が円滑であること 対物レンズ 補正環もしくは緩衝スプリングの動作が円滑なこと 相対心（BI部） 相対心（直筒/サイドボード部） 眼幅動作が調整範囲内で円滑であること 切替え動作が円滑であること 内部光学系の汚れ、ゴミ、ケラレ、フレア、ゴーストが目立たないこと		
6	照明装置	購入後8年か通算通電時間が20,000時間のいざれかを経過していない メインスイッチを入れたら、照明が点灯する メインスイッチの周りに汚れや付着物がない ランプケーブルや照明装置を動かすと照明が点滅することがない ランプケーブルなどが異常に熱いことがない ランプ点灯中に焦げくさい臭いがすることがない 照明装置の取り付け時に変形・ガタツキ・緩みなどがない 照明装置の接続端子やランプ取り付け座が極端に変色していることがない、または左右の色が異ならない 照明装置の外観に変色・変形・ひび割れなどがない ランプケーブル・配線部品に溶け、ひび割れ、変形や固化がない		

数 量 総 括 表

業務名 システム生物顕微鏡外点検整備

渡良瀬川ダム総合管理所

数量総括表

業務名	システム生物顕微鏡外点検整備	(当 初)			事業区分	摘要
		業務区分	点検業務			
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	
保守業務		式		1		
直接費		式		1		
労務費		式		1		
業務計画		式		1		
システム生物顕微鏡外点検整備		式		1		
技術的所見とりまとめ		式		1		
直接経費		式		1		
旅費交通費		式		1		
安全費		式		1		
技術管理費		式		1		
技術管理費		式		1		

数量総括表

業務名	システム生物顕微鏡外点検整備	(当 初)			事業区分	摘要
		業務区分	点検業務			
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
諸経費		式		1		
諸経費		式		1		
業務価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
業務費計		式		1		

「見積依頼書等の交付受領書」をご提出いただいた方に別添資料を交付します。

システム生物顕微鏡外点検整備 別添資料

別添資料 1. 見積参考資料

2. 見積参考資料 別紙-1「旅費交通費の積算について」

令和　年　月　日

独立行政法人水資源機構分任契約職
渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年1月15日に交付された「システム生物顕微鏡外点検整備」の見積
依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名 :

担 当 者 :

電 話 番 号 :

F A X 番 号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定する
ためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徵取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) • 同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
- 同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

- 例) • 同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4=127$
□□工業	¥600,000-		999	$127 \div 2\text{者}=63 \text{ 余り } 1$
△△組	¥500,000-	1	4	

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

- 例) • 同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4+1=128$
□□工業	¥600,000-		999	$128 \div 3\text{者}=42 \text{ 余り } 2$
△△組	¥500,000-	1	4	
◎◎工業	¥500,000-	2	1	

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。